

放射性物質測定結果【平成25年6月～10月】

[単位: Bq/kg(ベクレル/キログラム)]

浄水場名	若木浄水場			羽川西浄水場		
	放射性ヨウ素 (I131)	放射性セシウム (Cs134)	放射性セシウム (Cs137)	放射性ヨウ素 (I131)	放射性セシウム (Cs134)	放射性セシウム (Cs137)
管理目標値(注1)	—	放射性セシウム合計で10		—	放射性セシウム合計で10	
平成25年6月6日	不検出 (0.67未満)	不検出 (0.72未満)	不検出 (0.72未満)	不検出 (0.69未満)	不検出 (0.60未満)	不検出 (0.83未満)
平成25年6月13日	不検出 (0.75未満)	不検出 (0.83未満)	不検出 (0.75未満)	不検出 (0.80未満)	不検出 (0.40未満)	不検出 (0.87未満)
平成25年6月20日	不検出 (0.68未満)	不検出 (0.83未満)	不検出 (0.75未満)	不検出 (0.63未満)	不検出 (0.57未満)	不検出 (0.83未満)
平成25年6月27日	不検出 (0.66未満)	不検出 (0.67未満)	不検出 (0.81未満)	不検出 (0.60未満)	不検出 (0.83未満)	不検出 (0.86未満)
平成25年7月4日	不検出 (0.73未満)	不検出 (0.82未満)	不検出 (0.93未満)	不検出 (0.95未満)	不検出 (0.87未満)	不検出 (0.91未満)
平成25年7月11日	不検出 (0.64未満)	不検出 (0.89未満)	不検出 (0.72未満)	不検出 (0.74未満)	不検出 (0.74未満)	不検出 (0.77未満)
平成25年7月18日	不検出 (0.74未満)	不検出 (0.78未満)	不検出 (0.77未満)	不検出 (0.63未満)	不検出 (0.74未満)	不検出 (0.81未満)
平成25年7月25日	不検出 (0.69未満)	不検出 (0.76未満)	不検出 (0.64未満)	不検出 (0.68未満)	不検出 (0.84未満)	不検出 (0.75未満)
平成25年8月1日	不検出 (0.73未満)	不検出 (0.82未満)	不検出 (0.75未満)	不検出 (0.67未満)	不検出 (0.65未満)	不検出 (0.79未満)
平成25年8月8日	不検出 (0.78未満)	不検出 (0.74未満)	不検出 (0.83未満)	不検出 (0.73未満)	不検出 (0.76未満)	不検出 (0.79未満)
平成25年8月22日	不検出 (0.77未満)	不検出 (0.82未満)	不検出 (0.77未満)	不検出 (0.67未満)	不検出 (0.74未満)	不検出 (0.83未満)
平成25年8月29日	不検出 (0.64未満)	不検出 (0.76未満)	不検出 (0.70未満)	不検出 (0.76未満)	不検出 (0.81未満)	不検出 (0.64未満)
平成25年9月5日	不検出 (0.66未満)	不検出 (0.74未満)	不検出 (0.71未満)	不検出 (0.80未満)	不検出 (0.70未満)	不検出 (0.87未満)
平成25年9月12日	不検出 (0.77未満)	不検出 (0.65未満)	不検出 (0.82未満)	不検出 (0.70未満)	不検出 (0.81未満)	不検出 (0.78未満)
平成25年9月19日	不検出 (0.69未満)	不検出 (0.88未満)	不検出 (0.80未満)	不検出 (0.79未満)	不検出 (0.90未満)	不検出 (0.82未満)
平成25年9月26日	不検出 (0.71未満)	不検出 (0.83未満)	不検出 (0.65未満)	不検出 (0.80未満)	不検出 (0.72未満)	不検出 (0.85未満)
平成25年10月3日	不検出 (0.70未満)	不検出 (0.88未満)	不検出 (0.90未満)	不検出 (0.73未満)	不検出 (0.81未満)	不検出 (0.89未満)
平成25年10月10日	不検出 (0.66未満)	不検出 (0.93未満)	不検出 (0.68未満)	不検出 (0.68未満)	不検出 (0.68未満)	不検出 (0.73未満)
平成25年10月17日	不検出 (0.79未満)	不検出 (0.70未満)	不検出 (0.80未満)	不検出 (0.73未満)	不検出 (0.86未満)	不検出 (0.78未満)
平成25年10月24日	不検出 (0.80未満)	不検出 (0.72未満)	不検出 (0.80未満)	不検出 (0.69未満)	不検出 (0.76未満)	不検出 (0.87未満)
平成25年10月31日	不検出 (0.69未満)	不検出 (0.90未満)	不検出 (0.78未満)	不検出 (0.75未満)	不検出 (0.66未満)	不検出 (0.73未満)

測定機器による検出可能な測定値を検出限界値といい、この値未満は不検出と表記しています。
表中の()の数値が検出限界値で、測定毎に値は変化します。

注1) 平成24年3月5日付健水発0305第2号厚生労働省健康局課長通知「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」における水道水の管理目標値